

海運仲立業に係る届出の記載について

○開始届出の届出日について

事業を開始してから30日以内に届出をしてください。

- ① 住所及び氏名・・・住所及び氏名、法人にあっては代表者名も記入してください。
- ② 開始した事業の概要
 - (a) 主たる及び従たる事務所の名称及び所在地
当該届出事業に従事する主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地を記載してください。（従たる事務所については複数記載可）
 - (b) 契約又は媒介の概要
媒介を行った具体的事業内容を記載してください。
【海上物品運送の媒介、船舶貸渡の媒介、船舶売買の媒介、運航委託の媒介 等】
 - (c) 契約又は媒介の相手先の氏名及び住所
媒介を行った相手先の氏名及び住所を記載してください。
- ③ 事業開始の年月日・・・海運仲立業務を開始した年月日を記載してください。

○その他の注意事項

- ①事業を廃止した場合は、事業の廃止の日から30日以内に「海運仲立業廃止届出」を提出願います。（提出通数は、開始届出と同じ）

- ②届出事項のうち、「住所若しくは氏名」「主たる若しくは従たる事務所の名称若しくは所在地」に変更（増減も含む。）を生じた場合は事業の変更の日から30日以内に「海運仲立業変更届出」を提出願います。（提出通数は、開始届出と同じ）

- ③事業開始から30日以内に届出できなかった場合は、遅延理由書を添付願います。（様式問わず。）

○提出部数は、1通です。

支局・事務所に提出の場合、（写）1通を追加下さい。

届出者（控）1通もご用意下さい。（受付のうえ返却します）